

有明海ガザミ資源回復計画

(平成20年3月28日公表)

1. 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

ガザミは、青森県以南の日本周辺から韓国、黄海、東シナ海、台湾までの広い海域に分布し、波の穏やかな内湾の水深30mほどまでの砂泥域に生息する。甲羅の幅(甲幅)は最大25cm程度までに達し、他のカニに比べ遊泳力が大きいためワタリガニとも呼ばれる有明海を代表する重要甲殻類の一つである。旬は身の詰まる秋とされ、肉と中腸腺(カニミソ)、雌の卵巣(内子)を食用にするが、主に塩ゆでやみそ汁などで賞味される。

夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性は海藻なども食べるが、肉食性が強く、小魚、ゴカイ、貝類など、いろいろな小動物を捕食する。寿命は、雄で1年半、雌で3年と推定されている。

有明海におけるガザミの主な産卵場所は、有明海湾央・湾口部、湾外(橘湾)であると推定され、産卵時期は5～10月(盛期は6～8月)で、年3回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は2～3週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期(約1mm)からメガロパ幼生期(約2～3mm)の通常2～4週間の浮遊期間を経て稚ガニ(約4～5mm)に変態する。干潟域に着底した稚ガニは5cm程度までに成長すると干潟から離れ、水深5m位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長15cm前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わるのは翌年である。

ガザミは高価格の水産物であることから、市場(漁協)を通さない自主流通があること等詳細な漁獲実態の把握は十分ではない面があるが、年変動が激しいものの、漁獲量(農林水産統計年報)及び関係県の調査から判断して、資源状態は低位であると考えられる。

[関係県の沿岸資源動向調査による資源状態(2006年度)]

福岡県：低水準で減少傾向

佐賀県：低水準で減少傾向

長崎県：低水準で横ばい

熊本県：低水準で横ばい

注：『有明海』とは、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」第2条で定義する海面をいう。

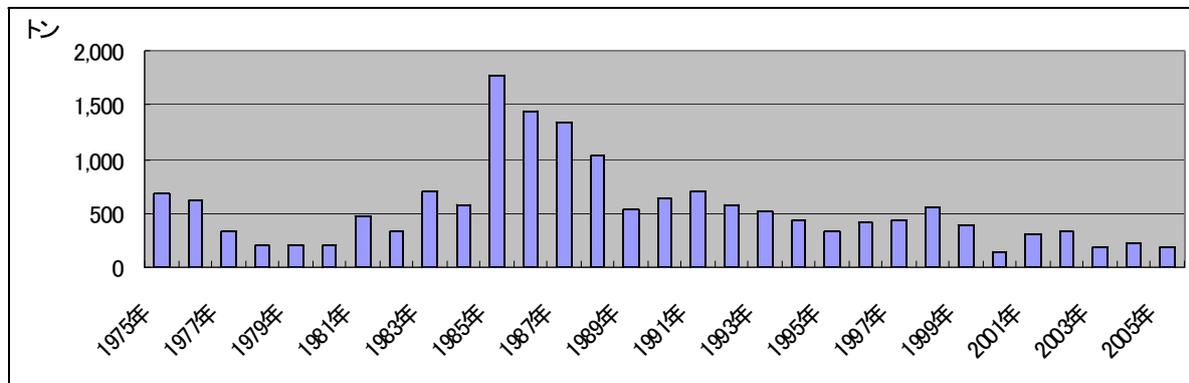
(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

農林水産統計年報によると、有明海のガザミの漁獲量は年変動が大きく、1975年以降増減を繰り返しながら、1985年には最高の1,782トンとなった。その後徐々に減少し、2000年には過去最低の143トンとなった。2002年には337トンまで回復したものの、2003年、2004年、2005年は200トン前

後で推移している。

このようにガザミ資源水準は低位に止まっており、憂慮すべき状況にあることから、従来の漁業者による自主的な資源管理の取り組みを超えた広域的で実行力のある資源管理措置を講ずることにより、資源の回復を図ることが不可欠となっている。

図1 有明海におけるガザミの漁獲量



農林水産統計年報より

2. 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

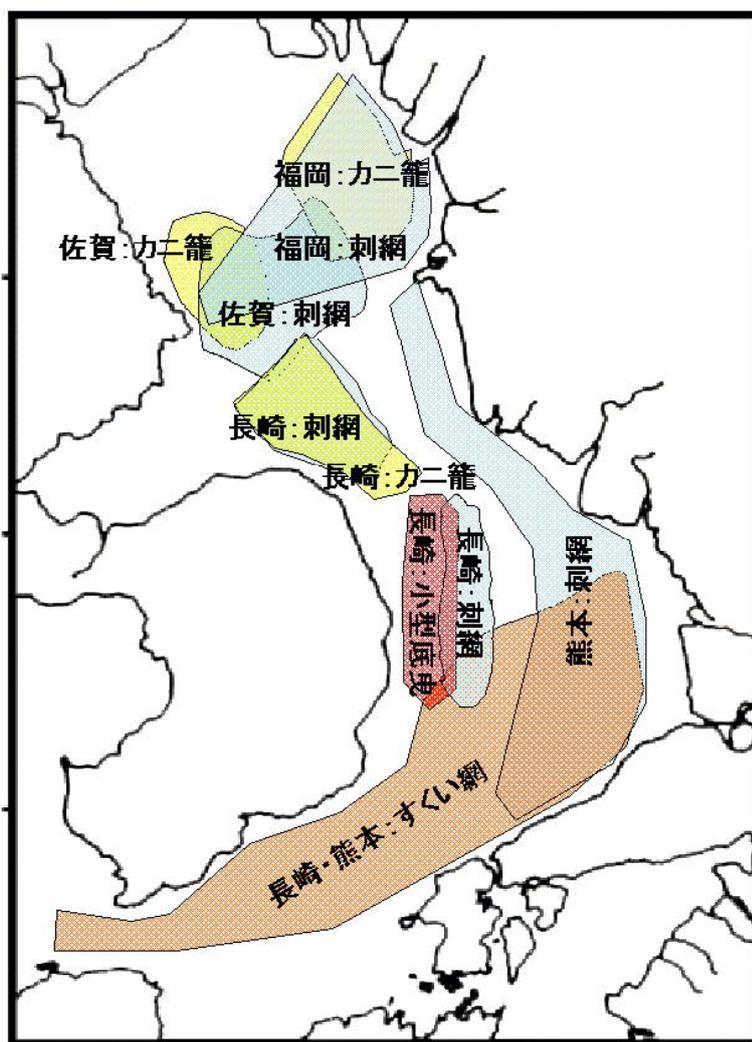
有明海におけるガザミは、刺網漁業を主体に、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たもすくい網漁業等によって漁獲されているが、制度上は4県毎にそれぞれ取り扱いが異なっている。

表1 県別・漁業種類別許可隻数

県名	漁業種類	管理区分	許可隻数				
			2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
福岡県	固定式さし網漁業	知事許可漁業	325	275	274	272	270
	かご漁業	共同漁業権漁業	23	23	22	21	22
佐賀県	固定式刺網漁業	知事許可漁業	578	583	573	507	508
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	39	43	35	36	31
長崎県	かにかご漁業	共同漁業権漁業			369	369	369
	かにかご漁業	共同漁業権漁業			361	361	361
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	42	42	41	41	41
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	不明	不明	71
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	192	182	161	161	155
	かご漁業	知事許可漁業	123	116	118	118	99
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	不明	不明	不明

各県からの報告による（福岡県のかご漁業は農林水産統計年報による）

図2 漁業者聞き取りによるガザミの漁法別漁場分布図



② 漁獲量、漁獲金額の推移

表2 2005年の有明海におけるガザミ類の県別・漁業種類別漁獲量

単位：トン

漁業種類	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	計
刺網漁業	20	50	37	19	126
かご漁業	3	5	—	9	17
小型機船底びき網漁業	—	—	7	—	7
小型定置網漁業	—	—	—	2	2
その他の漁業	—	1	29	—	30
合計	23	56	73	30	182

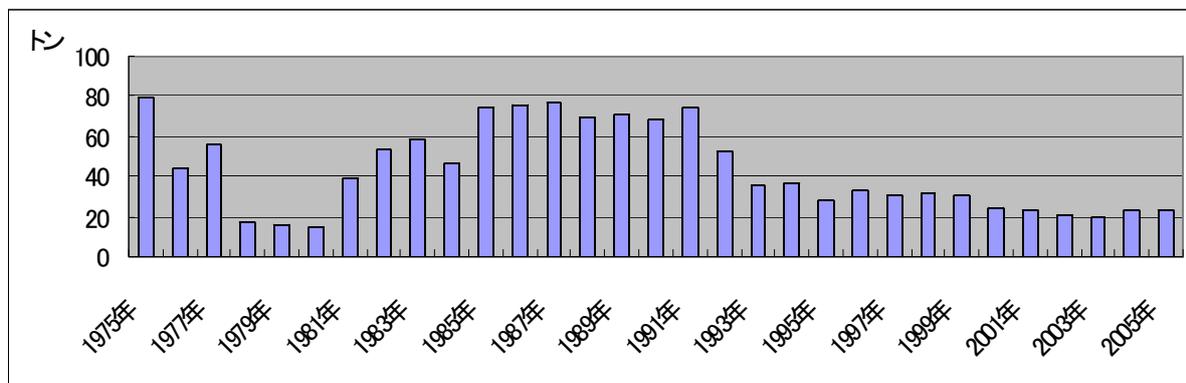
農林水産統計年報より

注1：刺網漁業とは、表1の福岡県の固定式さし網漁業、佐賀県の固定式刺網漁業、長崎県のかにさし網漁業及び熊本県の固定式刺し網漁業の総称である。

注2：かご漁業とは、表1の福岡県及び熊本県のかご漁業並びに佐賀県のかにかご漁業である。

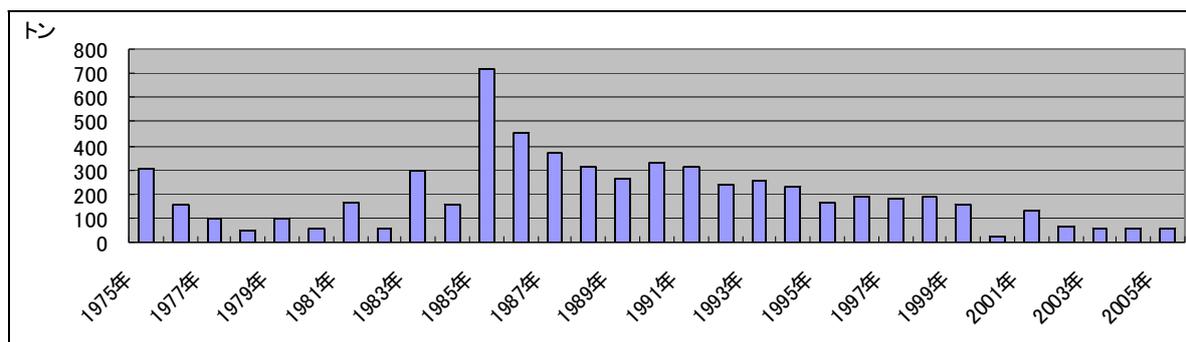
注3：熊本県については、海区ごとの漁業種類別の統計がないため、按分により算出した。

図3 福岡県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移



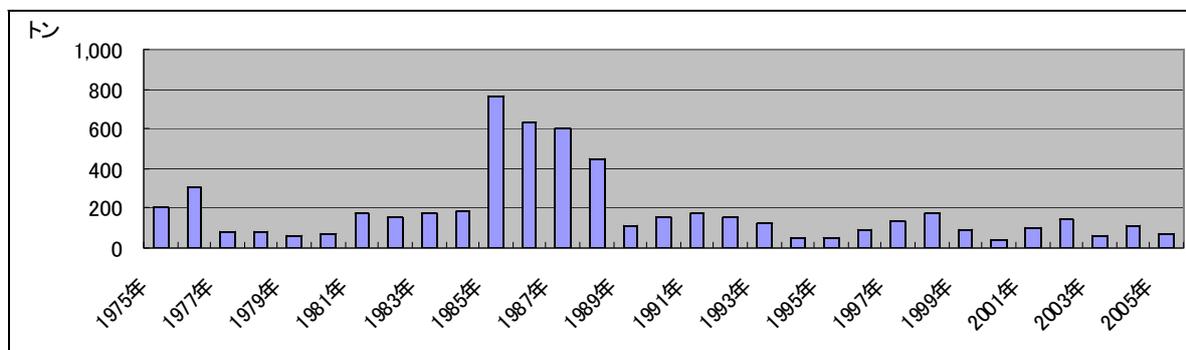
農林水産統計年報より

図4 佐賀県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移



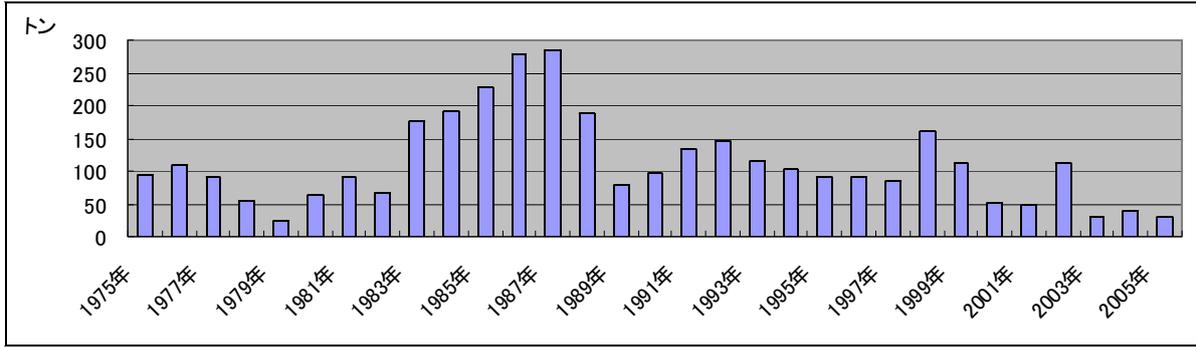
農林水産統計年報より

図5 長崎県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移



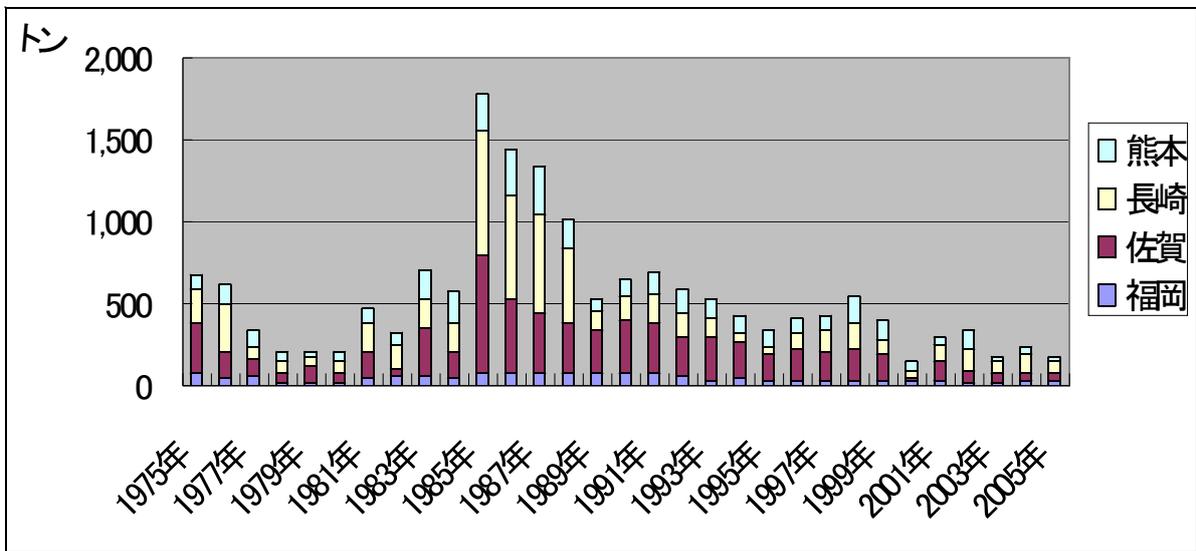
農林水産統計年報より

図6 熊本県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移



農林水産統計年報より

図7 4県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移



農林水産統計年報より

表3 4県（有明海）のガザミ類生産額の推移

単位：万円

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
福岡県	5,490	3,330	3,208	3,183	2,683	2,968	2,688
佐賀県	28,762	3,027	15,455	7,554	7,135	6,655	6,704
長崎県	16,654	5,732	12,106	17,178	11,864	10,352	8,864
熊本県	12,817	6,591	5,034	9,835	4,143	4,279	4,354

農林水産統計年報より

③ 漁業形態及び経営の現状

有明海におけるガザミを漁獲対象としている漁業は、家族経営体で営まれる刺し網漁業、かご漁業等（表1参照）であるが、そのほとんどは3～5トンの漁船に2人（夫婦が多い）が乗り込んで操業する形態の漁業である。

漁業操業の形態は、ガザミのみを漁獲する、いわゆる専業者は少なく、潜水器漁業、タコ漁業、その他の刺網、ノリ養殖等各種漁業との兼業で周年操業体制をとっ

ているが、ノリ養殖以外の漁業も不安定で、漁業経営は非常に厳しい状況にある。

表4 ガザミを漁獲対象としている漁業の主漁期

県名	漁業種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
福岡県	固定式さし網												
	かにかご												
佐賀県	固定式刺網												
	かにかご												
長崎県	かにさし網												
	かにかご												
	小型機船底びき網												
	たもすくい網												
熊本県	固定式刺し網												
	かご												
	たもすくい網												

各県からの報告による

④ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「活き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約7割が県内消費であり、残りの2～3割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの平均価格は個体形質（甲羅の触診）によって異なっている。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど価格が高い傾向が見られる。販売方法では4割以上が1尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場が高く、雌は冬場が高い。

佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでおり、今後は他地域においても加工やブランド化による付加価値向上などの対策を図っていく必要がある。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

各県においては、ガザミ資源保護のため、次のような自主的及び公的な管理措置を実施しているが、ガザミが重要な漁獲対象となっている漁業や地区での限定的な取組になっている状況にもあることから、全県下的な資源管理への対応が必要となっている。

表5 【公的規制】

熊本県	熊本県有明海区漁業調整委員会指示及び天草不知火海区漁業調整委員会指示 6月1～30日の間、「たも網」及び「すくい網」によるガザミの採捕の禁止（共同漁業権内）
-----	---

表6 【自主規制】

	抱卵ガザミの保護	全甲幅長の制限	休漁日の設定	その他
福岡県	黒デコの再放流	12cm以下の再放流	土曜日休漁 (6～8月)	
佐賀県	黒デコの再放流 (周年) 抱卵ガニの再放流 (6月)	15cm以下の再放流	固定式刺網 土曜日休漁、 大潮時の漁具 引き上げ かにかご 土曜日休漁、 小潮時の漁具 引き上げ	軟甲ガニの再放流
長崎県	黒デコのふ化後 出荷	13cm以下の再放流	かにさし網 大潮時の3日 間(有明漁協) かにかご 小潮時の3日 間(有明漁協)	

② 遊漁の現状

遊漁者のたも網及びすくい網による漁獲があることから、早急に正確な実態把握を行い、必要があればその管理についても検討を行うこととする。

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている。

表7 ガザミ種苗放流実績(有明海)

単位：千尾

県名	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
福岡県	172 11~15mm	225 10mm	346 10~12mm	442 9~16mm	484 10~12mm	413 9~12mm
佐賀県	2,251 4~16mm	7,276 4~11mm	6,277 4~20mm	5,085 4~20mm	1,752 4~21mm	2,532 4~21mm
長崎県	607 10mm	607 10mm	500 10mm	520 10mm	535 10mm	105 8~45mm
熊本県	505 5~12mm	675 3~15mm	335 3~10mm	505 4~5mm	305 5mm	305 5mm

出典：「栽培漁業種苗生産、入手・放流実績(全国)」(水産庁・水産総合研究センター、全国豊かな海づくり推進協会)

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっており、生育場の環境改善、さらには漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等が実施されている。

3. 回復計画の目標

資源の状況が低位で減少傾向にあることから、資源を適切な水準に回復させるには現状の漁獲努力量を大幅に削減させる必要があるが、漁業経営への影響等を考慮しながら、段階的に取り組んでいくこととし、まずは抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護を行うとともに、休漁期間の設定により資源の減少傾向をくい止め、計画期間終了後も漁獲量から見た現状の資源水準を維持し、安定的な漁業生産が図られることを目標とする。

4. 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

平成20年度から平成23年度までの4年間、ガザミを採捕する関係漁業について、次の漁獲努力量の削減措置を実施することとし、それぞれの削減措置の内容は、今後資源回復の効果及び実効性を勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、下記削減措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区もあることから、資源管理への取組が後退することのないよう、それらの漁業・地区では、自主規制の継続に努めることとする。

① 抱卵ガザミ（黒デコ）の保護

抱卵ガザミの産卵機会の確保のため、抱卵ガザミの再放流又は一時畜養による放卵後の出荷を実施することとする。

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長12cm以下のガザミは直ちに再放流することとする。

③ 休漁期間の設定

たもすくい網漁業については、抱卵ガザミの保護のため、産卵期間（6月～8月）のうち15日間休漁することとする。

(2) 資源の積極的培養措置

種苗放流が水揚げの向上に一定の成果を上げているところであるが、依然として資源の回復までには至っていないため、(1)の措置とともに、より一層の資源回復を図るため、放流技術を高めながら、引き続き関係県による積極的な種苗放流を実施するとともに、関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

表8 ガザミ種苗放流計画（県下全海域）

単位：千尾

県名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	サイズ
福岡県	1,800	1,800	未定	未定	
佐賀県	5,000	5,000	5,000	5,000	5～10㎢
長崎県	6,000	6,000	6,000	6,000	10㎢
熊本県	800	800	800	800	7～10㎢

各県「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」による

(3) 漁場環境の保全措置

ガザミ資源状況に対する漁場環境の影響も無視できないと考えられることから、漁場の生産力の回復やガザミ生育場の改善を図るため、引き続き、海底転うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

5. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく漁獲努力量削減措置の実効性を担保するために、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく広域漁業調整委員会指示等の適切な公的規制措置を課すこととする。

6. 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

国及び県は、4の(1)の措置による漁業経営への影響を緩和するために、資源回復等推進支援事業の活用等、必要に応じて支援措置を検討することとする。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

国及び県は、4の(2)の措置を積極的に推進する。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

国及び県は、4の(3)の措置を積極的に推進する。

7. 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

国及び県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

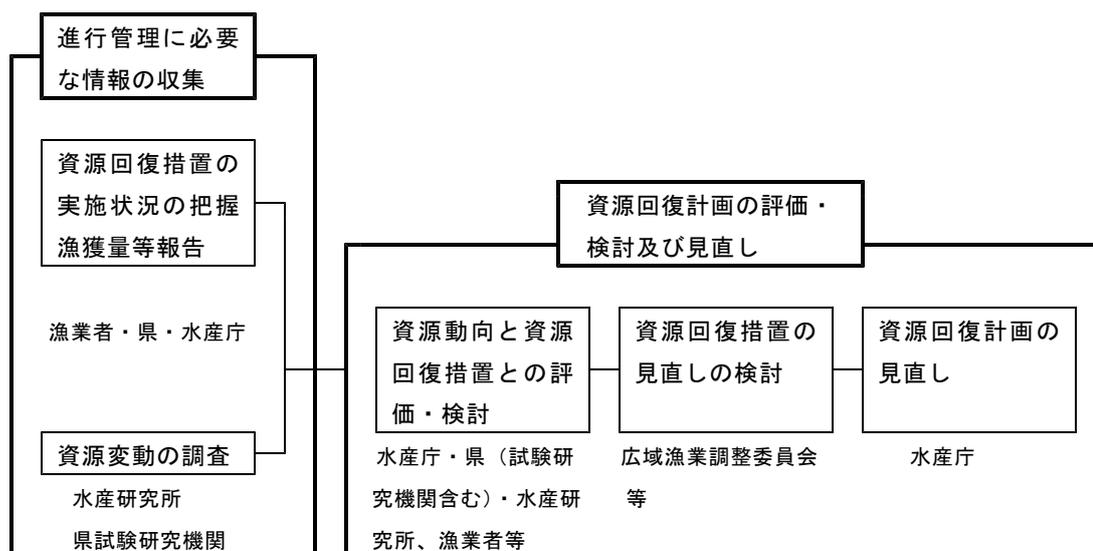
(2) 資源動向の調査

国は、関係県と連携して対象資源について調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

国は、関係県と連携した毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8. その他

資源回復計画は、資源の回復を図り、将来的に国民に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であり、また、漁業者による漁獲努力量削減の取組のほか、種苗放流等の資源回復措置及びこれに必要な支援を行うことも検討されることから、国民の理解を得ながら計画を進めていく必要があり、計画については広く情報提供を行うこととする。

なお、科学的な知見の蓄積、資源解析の精度向上を図りつつ、対象海域に隣接する海域も含めたより広い海域での取組について検討していく必要があると考えられることから、今後も関係県の研究機関等の連携・協力体制の維持・強化に努めることとする。